

第5章 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

1. 連携の基本的な考え方

社会環境や食生活が大きく変化している中で、家庭において子どもたちに十分な指導を行うことが困難となりつつあるばかりか、保護者自身が望ましい食生活を実践できていない場合もあります。また、地域の産物を使って独自の料理法で作られ食べ継がれてきた郷土食、古来から行われてきた行事にちなんだ行事食などの食文化が失われつつあり、食を通じて、地域等を理解することや失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することが重要となっています。

このような現状を踏まえて食育を推進するに当たり、第一義的な役割が家庭にあることには変わりありませんが、学校においても食育を一層推進していくことが求められています。

児童生徒が食に関する理解を深め、日常の生活で実践していくことができるようになるためには、学校と家庭との連携を密にし、学校で学んだことを家庭の食事で実践するなど家庭において食に関する取組を充実する必要があります。

また、地域の産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験を有する人材や教材を有効に活用したりして食に関する指導を進めていくことが、児童生徒に地域のよさを理解させたり、愛着をもたせたりする上で有意義と考えられます。各地域には、その地域の気候、風土、産業、文化、歴史等に培われた食材や特産物が生産されており、郷土食や行事食が伝承されていたり、生産や流通にかかわる仕事や食育のボランティアをしている方々がいたりします。具体的な指導の際には、このような地域の教育力を活用することが極めて有効と考えられます。地域との連携を深め、地域の協力を得ながら学校における食育を進めることで、児童生徒とその家庭の食生活が向上したり、地域の人々の食に関する関心を高めたりすることが期待できます。

このように、学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域との連携を図りつつ食に関する指導を行うことが必要であるとともに、家庭や地域においても食育に対する理解が進み、児童生徒に対する食育の取組が行われるよう、学校から積極的に啓発等の働き掛けを行っていくことが大切です。

2. 家庭や地域との連携の進め方

学校は、積極的な食に関する情報の収集と発信により、学校、家庭、地域の間で児童生徒の食生活の状況や基本的な生活習慣の課題等についての共通理解を図ること。

学校、家庭、地域が連携して児童生徒に効果的な食に関する指導を進めていくためには、まず、児童生徒の食生活の状況や基本的な生活習慣の実態を把握し、その課題を明確にし、関係する情報を共有することが必要です。

このため、学校は、家庭や地域の協力を得て児童生徒の食生活の状況等の課題等を把握するとともに、それらの情報を積極的に家庭や地域に発信することが望まれます。

具体的な方法として、例えば、家庭の協力を得て児童生徒の食生活の状況等の実態調査を実施したり、家庭や地域から学校における食育の推進への提案を得ることが考えられます。

また、学校からの情報発信のための方法としては、保護者向け説明会の活用、学校だより、学校給食だより、PTA会報などの活用、食に関する講習会の開催、学校のホームページの活用などが考えられます。

**学校における食に関する指導の目標や内容、方法、学校給食の意義、役割等について
共通理解を図ること**

各学校における食に関する指導の目標や全体計画、各教科等における食に関する指導の内容や教育活動の様子、指導の成果及び、学校における食育の推進の上で大きな役割を担う学校給食の意義、役割等について、様々な機会をとらえ、家庭や地域に積極的に公開したり、情報を発信したりすることで、家庭や地域の理解を得ることが大切です。

具体的には、学校評議員会や保護者向け説明会等での説明、各教科等における食に関する指導の授業公開や給食試食会、親子給食、招待給食会での説明等が考えられます。

また、指導の成果等を共有するために、保護者や地域の方々に学校の授業公開日や学習発表会等の開催を知らせ、食に関する学習の成果を発表する場と機会を設ける方法も考えられます。

さらに、児童生徒の食に関する課題を学校教育の重点目標として位置付け、学校評価の観点にしたり、学校評議員会等で公表したりすることで、学校・家庭・地域が指導に向けた具体的な方策を共有することができます。

なお、地域の関係者から食に関する指導の協力を得る場合などは、事前に学校における取組や児童生徒の発達段階等について十分な理解を得ておくことや、児童生徒の実態・授業のねらい等を伝え、共通認識をもつ必要があり、授業の進め方等について十分な打合せを行うことが大切です。

(1) 家庭との連携の進め方

学校から家庭に対する啓発活動、食育に関する情報提供等を積極的に行うことにより家庭における食育を促すこと

学校における食に関する指導の充実と合わせて、家庭での食に関する取組の実践がなされることにより、児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働き掛けや啓発活動等を行うことが大切です。

① 家庭への働き掛け

児童生徒が食に関する学習の課題を家庭で調べたり、学校で学習したことを家庭で振り返り実践したりできるような具体的な手だてを講ずる必要があります。例えば、授業で学んだことをまとめた学習ノートや学級だより等の返信欄を活用することで、学校における指導内容を家庭に伝えることができるとともに家庭で実践した様子を知ることができます。

② P T A活動での食育の取組の促進

P T A活動においても食に関する学習や活動が活発に行われることが望まれます。このためには、P T A活動の中で食育に取り組む体制を作ること、保護者から保護者に家庭における食育の推進について広めていくことが大切です。例えば、P T A広報誌を活用して学校が把握している児童生徒の食生活の状況や課題等、学校の指導方針・内容を周知すること、食に関する研修会や講習会、P T A総会での食に関する講演会を開催すること、家庭教育学級や母親クラブ等のP T A活動の中で食に関する話題を積極的に取り上げてもらうことなどの取組が期待されます。

③ 食に関する講習会や親子料理教室の開催

食に関する講習会では、学校給食の献立や栄養のバランス、食事と健康、望ましい食習慣や生活習慣、食文化や郷土食・行事食、自然や季節と食事とのかかわりなどについて理解できるように、実際に食べたり、調理を体験したりする機会を設けて開催することが考えられます。また、親子料理教室は、児童生徒にとっても楽しく取り組めるばかりでなく、親と子の双方に正しい食事の在り方などを認識させることができることや親子のコミュニケーションを図ることにもつながります。

これらの講習会等を開催するに当たっては、1年限りの取組ではなく、すべての児童生徒が体験できるよう継続した取組とする必要があります。また、できるだけ多くの保護者が参加できるような工夫が必要です。講演会等においては、アンケート等を実施するなどして、参加者の感想や食に関する意識の変化等を把握し、次回の講習会等の内容に反映させることが大切です。

(2) 地域との連携の進め方

学校における食に関する指導において、地域の教育・医療関係者、生産者や関係機関・団体等の協力を得ることや地域での食育の取組との連携を図ること

学校における食に関する指導を充実するためには、校区や近隣の人材や機関にとどまらず、広く地域と連携していくことが必要です。例えば、地域にある幼稚園や保育所との連携、小学校と中学校の連携、食生活改善推進員や生産組合との連携などが考えられます。その際には、学校独自で人材や機関を開発するだけでなく、教育委員会が地域との連携を図るための組織づくりをするなど学校を支援し、学校と関係機関の仲介をすることも大切です。

① 地域における保・幼・小・中での連携

子どもへの食育は、乳幼児期から青少年期までの発達段階に応じて適切に行われることが望めます。このため、地域全体の子どもの食に係る共通の課題の解決や生涯を通じた子どもの健康の保持増進を目指して、地域にある幼稚園、保育所や小学校、中学校の間での連携を図り、各段階における指導内容等の関連付けによる一貫した指導が行われることが望めます。

② 医療関係者等の専門家との連携

児童生徒一人一人が食生活の問題や課題を改善したり克服したりできるように指導するため、また、保護者が抱えている問題や不安を解消できるように支援するため、学校での個別的な相談指導だけでなく、家庭や地域、関係機関や学校医、地域保健機関等の専門家との連携・協力が欠かせません。このため、これらの関係者とのネットワークを構築しておくことや連携体制を整備しておくことが望めます。

具体的には、地域で行われる「健康フェスティバル」等の行事や地域学校保健委員会、保健所を中心とした食のネットワークなどを活用することも理解を図る上で効果的と考えられます。

③ 生産者や関係機関との連携

地域では、食生活改善推進員等のボランティア、農林漁業者やその関係団体、公民館、社会教育関係団体などの様々な人々や関係機関・団体が存在し、食に関する専門的知識等に基づいて農林漁業に関する多様な体験の機会の提供やその他の食に関する活動を行っています。また、農林水産物の生産、食品の製造、加工及び流通等の現場や教育ファーム、市民農園などが存在しており、それらは地域で食育を進めていく上で貴重な場となっています。学校において各教科等で食に関する指導を行っていくに当たって、それらの人材の協力を得たり、生産等の場を活用することは教育的効果を高める上で有意義と考えられます。

④ 地域で行われる食育の取組との連携

地域において放課後や土・日曜日、長期休業期間中に開催される各種教室や体験活動等は、児童生徒の食に対する興味・関心を高めたり、学校での取組の継続につながるものと考えられます。例えば、公民館活動において、児童生徒が食材の購入から調理、後片付けまでを実際に体験することは、児童生徒の補充的な学習又は発展的な学習の機会ともなります。

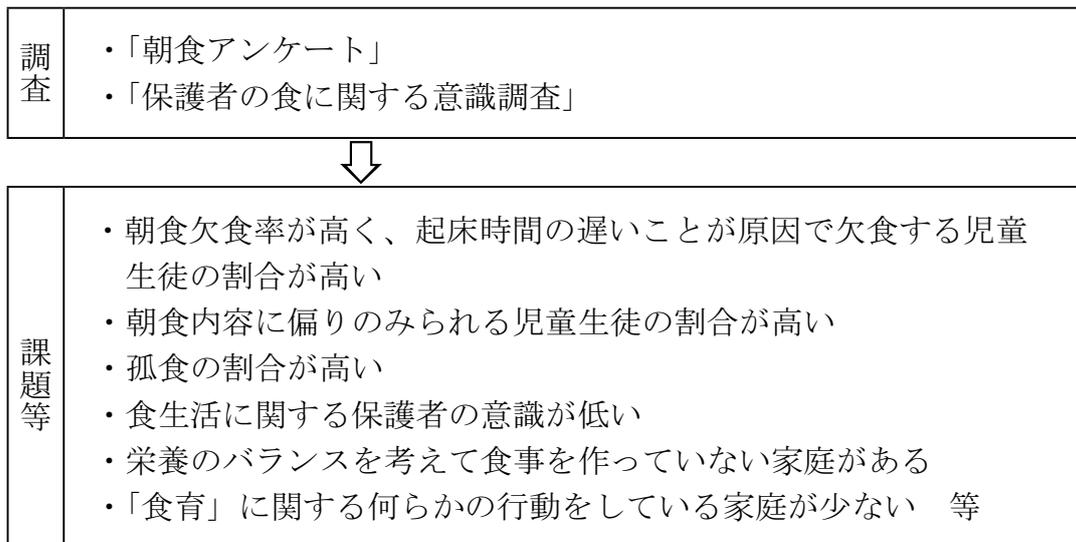
このため、学校から地域の関係者に対して、学校での取組との関連を図ることや学校では行うことができない体験活動等の機会の提供について必要な助言や協力等を依頼することが望まれます。これらの活動は、PTA、関係団体など地域の人々の協力を得ながら、しかも児童生徒が自主的に活動できるように計画することが大切です。

なお、地域によっては、関係者により食育推進のための会議が設けられているところもあり、そのような場を活用して情報交換や協力要請、各種行事等の情報の把握を行うことが考えられます。

<事例 小・中学校における家庭、地域との連携>

(1) 実践内容

① 実態把握の実施



② 課題等についての共通理解の推進

- ・食育推進委員会を開催、実態や課題についての共通理解の推進
- ・食に関する全体計画等の情報発信

③ 課題等を踏まえた学校・家庭・地域が連携した取組事例

○学校での取組

- ・食に関する全体計画、年間指導計画に基づいた授業実践
- ・給食時間における指導の充実
- ・保育所、小学校、中学校間の食を通じた交流活動の実施

- ・農業体験活動、栽培した作物を利用した調理実習や学校給食への利用の推進

○家庭と連携した取組

- ・親子料理教室、給食試食会、給食懇談会等の開催
- ・食育講演会等の実施
- ・保護者と連携して作成した朝食献立集の発行
- ・肥満、欠食、食物アレルギー等にかかわる個別相談活動の実施
- ・各小・中学校における学校保健委員会の開催

○地域と連携した取組

- ・関係機関と連携した食育推進委員会等の組織の設置
- ・地域における農業体験活動等の実施や授業への地域人材の活用
- ・老人会等と連携した料理教室の開催
- ・食の専門家等を講師とした体験教室の開催
- ・市の「食育まつり」での実践発表

(2) 成果

- 家庭や地域への支援の工夫による、食に対する意識の高まり
 - ・家族全員で朝食をとるようになった家庭の増加 (51%→64%)
 - ・保護者と児童の朝食に対する意識が高まったと感じる家庭の増加 (48%→76%)
 - ・栄養のバランスを考えて食事を作っている家庭の増加 (85%→91%)
 - ・「食育」に関する何らかの活動・行動をしている家庭の増加 (34%→44%)
- 体験活動等児童生徒の主体的な活動の推進による、保護者意識の高揚
 - ・好き嫌いせずに食べるようになった児童生徒の増加 (45%→49%)
- 児童の変容
 - ・朝食欠食の改善 (1%→0%)
 - ・朝食の食事内容(品目数)の充実 (主食+おかず2品以上の摂取率 39%→63%)
 - ・給食を時間内に残さず食べた日数の増加 (6%→82%)

3. 栄養教諭の役割

栄養教諭は、学校における食育推進の要として、家庭や地域との連携を図る役割を果たしていくことが期待されています。

(1) 家庭における食生活や生活習慣等の実態把握

学級担任や養護教諭と連携し、保護者等の協力を得ながら実施する食生活アンケート等を通して、家庭や地域での生活スタイルや食環境の実態を把握し、課題を明確にします。その結果をもとに、関係職員で協議し、食に関する指導の全体計画の作成や学校給食の献立内容、日々の指導に反映するようにします。

(2) 地域の食育の取組の情報収集

地域との連携の推進のために、食に関する地域の生産者や関係機関・団体の状況、食に関する行事等についての情報収集を行い、必要に応じて地域の食に関するイベントにも参加するなど、地域の食育の中核としての役割を担うことが期待されます。

また、収集した各地域での取組事例を校長その他の教職員に積極的に提供し、全体計画の作成及び全体計画を踏まえた指導に生かすようにします。

(3) 家庭への啓発活動等の連携の推進

各地域の保護者の状況等を考慮しながら、各家庭への啓発活動や働き掛けの年間計画の立案、それらの実施内容、方法等の積極的な提案、講演会の企画等、他の教員と協力しつつ、家庭との連携の推進を図っていきます。

また、栄養教諭の専門性を生かして、学校給食の献立表を通して学校給食の内容を知らせるとともに、食育だよりや給食だよりの中で児童生徒の食生活の状況や望ましい食生活の在り方等、食に関する情報を保護者や地域に提供することにより、食に関する指導の状況や学校給食への理解、食生活に果たす家庭の役割の重要性に関する認識を高めることが期待されます。食育だよりや給食だよりを作成する際には、返信欄等を活用して情報交換ができるように工夫することも大切です。

さらに、PTAが開催する研修会での講師となったり、食に関する研修会や学習会の開催に当たっての助言をしたりするなどの支援を図ることや、家庭への啓発活動等の充実に向けて、情報機器の活用をはじめ様々な方法、内容の研究にも積極的に努めることが期待されます。

(4) 地域の関係機関・団体との連携・調整の推進

公民館や社会教育関係団体等において、児童生徒対象の料理教室の開催等の食育の取組を行う際に、必要な助言等を行うことや学校の取組との連携に必要な情報提供や助言等を行うことが望まれます。その際に、可能であれば地域の栄養士会等の協力を得て実際に指導にかかわることも考えられます。

さらに、食に関する知識や経験を有する地域の人々や食生活の改善のために活動している関係者の人材リストを作成したり、ネットワークを構築しておくことにより、教員が食に関する指導を行う際に地域の人材の協力を得る場合には情報提供を行ったり、具体的な日程調整や実施内容の提案・連絡等を行ったりすることも考えられます。

(5) 校内での「食に関する指導の人材等のリスト」を作成・活用すること

家庭や地域との連携を図るためには、各学校において、それぞれの地域の人的資源や協力が期待できる組織等を把握し、校内で活用するための「食に関する指導の人材等のリスト」を作成しておく必要があります。学校によっては社会科や生活科、総合的な学習の時間での指導のために地域の人材等のリストを作成していますので、それらを活用することや新たに食育の観点から人材の追加をすることも考えられます。

また、地域の人材を有効に活用するためには、校長をはじめ全教職員が、各地域の農林水産業等にかかわる生産、加工、流通の状況、食文化や郷土食、行事食等について理解を深めたり、健康教育に関する学習の機会を設けたりすることが大切です。

【食に関する指導の人材等のリスト（例）】

○地域の人々

保護者、学校サポートグループ、子ども会活動のセンター委員、農林水産業等の生産者、栄養士・管理栄養士、調理師

○関係機関

学 校 関 係：大学、高等学校

農林水産関係：農政事務所、農業改良普及センター、生産者組合・生産者・商店、教育ファーム、市民農園

保 健 所 関 係：保健福祉事務所、保健センター

医 師 会 関 係：学校医、学校歯科医、学校薬剤師

【地域と連携した食に関する取組（例）】

公民館や青少年教育施設等での料理教室、健康まつり、学校給食展、子ども会行事、健康フェスタ、体験教室、食育講演会、食育フォーラム

＜共同調理場を担当している栄養教諭の役割＞

共同調理場を担当している栄養教諭については、次のような役割を果たすことで、家庭・学校・地域との連携が深まり、地域全体の食育の充実が期待できると考えられます。

- ・地域の児童生徒の食生活や生活習慣等の実態を把握し、児童生徒が抱える課題と食育推進のための方策を明らかにする。
- ・運営委員会等で食に関する年間指導計画や献立計画を提案するなどし、食育の推進に当たる。
- ・各学校の給食主任や養護教諭と連携し、食に関する指導のための協力体制を築く。
- ・「食に関する指導の人材等のリスト」を作成し、各学校や地域での食育に関する取組を企画する等、コーディネーターとしての役割を果たす。
- ・市町村の農政部局や生産者団体等と連携し、地場産物を活用した食に関する指導を推進する。
- ・学校における食に関する指導の取組状況を市町村の広報誌等で紹介することで、食の重要性の理解を促す。